

○小美玉市医療センター経営改革提案選考委員会の設置等に関する条例

平成29年6月26日

条例第13号

(設置)

第1条 市は、小美玉市病院事業経営改革プランによる小美玉市医療センター(以下「医療センター」という。)の経営改革に伴い、医療センターの経営移譲等において、必要な事項に関する検討、審査及び選考等を行うため、小美玉市医療センター経営改革提案選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について、その結果を市長に報告する。

- (1) 医療センターの経営移譲に当たり、必要な条件等の設定に関すること
- (2) 医療センターの経営移譲先候補団体の選考に関すること
- (3) その他医療センターの経営改革に関して、必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、見識を有する者等の委員12人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議には、委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第3条第2項に規定する委嘱又は任命の日から第2条で規定する報告を行うまでの期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院事業担当部署において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略